

第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

■はじめに

令和5年度は、第9期（令和6・7年度）に向けた保険料率算定作業の年となるが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、さまざまな制度見直しが見られる見通しである。

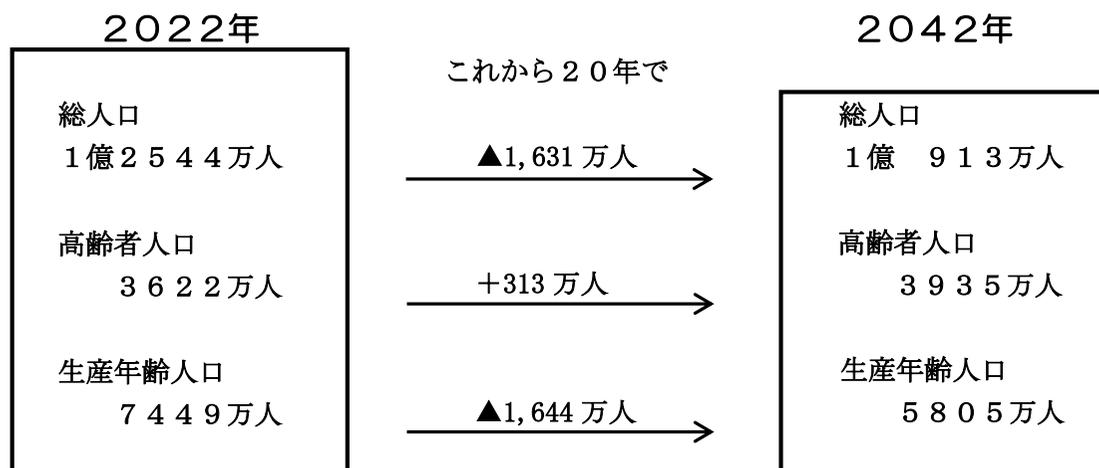
中長期的に、人口減少及び高齢化が引き続き進行する中、医療保険制度の持続可能性を確保し、将来世代に引き継いでいくことは重要なテーマである。特に制度を支える現役世代の負担の上昇が続くことは適切ではない。

※社会保障審議会医療保険部会「議論の整理」から抜粋し要約

※人口：2022年⇒R4.4.1現在人口（総務省）

2042年⇒平成29年「日本の将来推計人口」

（国立社会保障・人口問題研究所）



協議・検討の場	検討状況	内容
全世代型社会保障構築会議	・令和3年11月9日から令和4年12月16日までの12回 ※令和4年5月17日（第5回）に「議論の中間整理」	「全世代型社会保障構築会議 報告書」 ⇒負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。
社会保障審議会（医療保険部会）	・第154回（R4.9.29）から第161回（R4.12.15）までの8回	「議論の整理」 ⇒（後期）高齢者負担率、後期高齢者の保険料負担のあり方の見直し

令和5年2月10日 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」を国会に提出

第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

1 後期高齢者医療制度における保険料の推移（全国平均ベース）

	第1期 H20-21年度	第2期 H22-23年度		第7期 R2-3年度	第8期 R4-5年度	第9期 R6-7年度（国の説明）		
						自然増	制度見直し反映後	
							令和6年度	令和7年度
1人当たり保険料額	62,000円	63,000円		76,800円	77,700円	82,000円	86,100円	87,200円
増加額	—	+1,000円		+5,300円	+900円	+4,300円	+4,100円	+1,100円
料率	均等割額	41,500円	41,700円	45,116円	47,777円	50,500円		
	所得割率	7.65%	7.88%	9.12%	9.34%	9.87%	10.70%	
後期高齢者負担率	10.00%	10.26%		11.41%	11.72%	—%（令和5年度に国が提示）		

出典：社会保障審議会医療保険部会（12/9、12/15）資料、厚労省報道発表資料「後期高齢者医療制度の令和2・3年度の保険料率について」

※第1期一人当たり保険料は平成21年度における賦課額の全国平均値、一人当たり保険料は100円未満を四捨五入

2 本広域連合における保険料の推移

保険料率算定時見込み		第1期	第2期		第7期	第8期	第9期
被保険者数		528,132人/年	564,430人/年		695,961人/年	741,013人/年	令和5年度に再推計 ※第8期作業時点仮推計 796,905人/年
一人当たり保険給付費		1,023,707円	1,062,324円		1,098,457円	1,099,294円	令和5年度に算定 ※第8期作業時点仮推計 1,109,056円
1人当たり保険料額		71,851円	75,401円		82,509円	81,731円	令和5年度に算定
増加額		—	+3,550円		+3,633円	▲778円	—
料率	均等割額	50,935円	52,313円		55,678円	56,435円	令和5年度に算定
	所得割率	9.24%	9.87%		10.77%	10.54%	〃
抑制 財源	剰余金	—	33億円		48億円	160億円	令和5年度に推計
	運営安定化基金	—	（未設置）		55億円	（活用なし）	令和5年度に活用額決定
	財政安定化基金（県）	—	32億円		（活用なし）	（活用なし）	（県と協議）

※第1期は23か月算定。なお、第1期分及び第2期分として記載した被保険者及び一人当たり保険給付費は当初予算における見込み数の単純平均

第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

3 国における見直しの概要

項目	内容	備考
出産一時金への支援	後期高齢者も、出産一時金に要する費用の7%を負担（支援）する	第9期は1/2に激変緩和
後期高齢者負担率の引き上げ	令和6年度以降の後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう設定	現在は、現役世代減少による負担増を、現役世代と後期高齢者で1/2ずつ分け合うため、後期高齢者の増加により一人当たりの負担の伸びは現役世代より低い
保険料賦課限度額の引き上げ	2年かけて段階的に引き上げる ※令和6年度 73万円、令和7年度 80万円	現行 66万円
保険料を構成する均等割と所得割の比率の変更	均等割：所得割を48：52程度へ変更 ※一定以下の所得層は2年かけて段階的に引き上げ	現行 均等割：所得割 = 50：50 ※福岡県は所得水準が低いことを反映して54：46に補正（第8期保険料算定時）

【一人当たり保険料の上昇イメージ】

収入	国が示す見直しモデル				(参考) 福岡県の保険料 第8期	収入モデル
	第8期	第9期				
		自然増	令和6年度	令和7年度		
年収80万円	14,300円	15,100円 [+800円]	15,100円 (変動なし)	15,100円 (変動なし)	16,930円	単身、年金のみ 均等割7割軽減対象
年収200万円	82,100円	86,800円 [+4,700円]	86,800円 (変動なし)	90,700円 [+3,900円]	94,680円	単身、年金のみ 均等割7割軽減対象
年収400万円	205,600円	217,300円 [+11,700円]	231,300円 [+14,000円]	231,300円 (変動なし)	234,560円	単身、年金200万円、 給与200万円
年収1,100万円	660,000円	670,000円 [+10,000円]※	730,000円 [+60,000円]	800,000円 [+70,000円]	660,000円	単身、年金110万円、 給与990万円
後期高齢者1人当たり	77,700円	82,000円 [+4,300円]	86,100円 [+4,100円]	87,200円 [+1,100円]	81,731円	

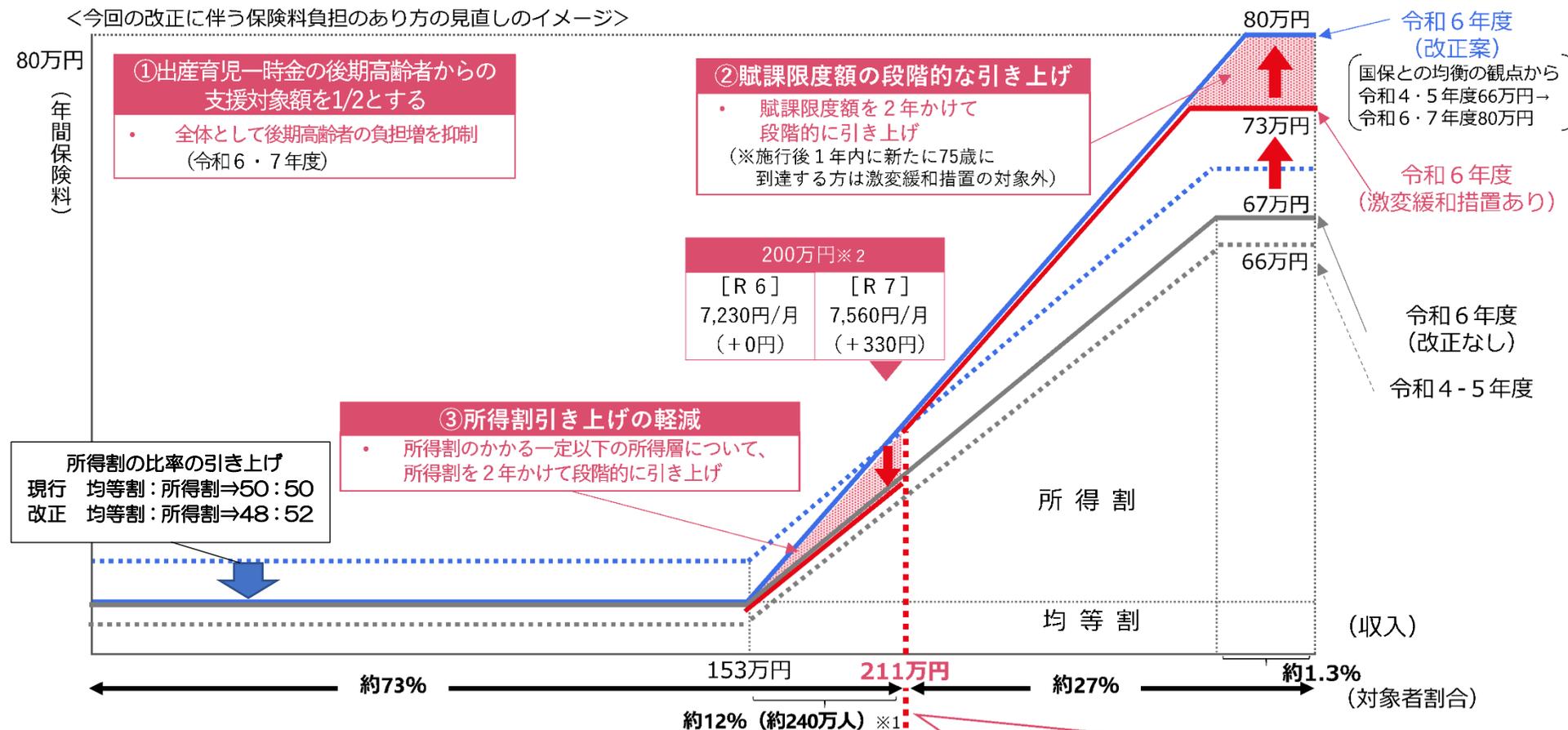
※これまでのルールで保険料賦課限度額を見直したと仮定した額

第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

※国が示す制度改正イメージ（激変緩和措置あり）

- 後期高齢者の負担増に対応するため、次の激変緩和措置を実施。
 - ①出産育児一時金の後期高齢者からの支援対象額を1/2とする（令和6・7年度）
 - ②賦課限度額を2年かけて段階的に引き上げ
 - ③所得割のかかる一定以下の所得層について、所得割を2年かけて段階的に引き上げ（制度改正分は令和7年度）

<今回の改正に伴う保険料負担のあり方の見直しのイメージ>



(参考1) 当該者の所得が旧ただし書所得58万円（年金収入のみの場合、年収211万円に相当）

以下の場合に、所得割を2年かけて段階的に引き上げる。

(参考2) 世帯の所得が一定以下の場合には、均等割の7割、5割、2割を軽減。

(※1) 所得割引き上げの軽減対象者割合（約12%）は、令和3年度後期高齢者被保険者実態調査特別集計。対象者数（約240万人）は、当該対象者割合に令和6年度の被保険者数見込みを乗じた推計値。

(※2) 年収200万円の場合の保険料額（7,230円/月・7,560円/月）は、R4・5年度（6,840円/月）からの高齢化等による医療費増に伴う保険料負担の増加（+390円/月）を含む。

平均的な収入で算定した年金額（単身186万円）や窓口2割負担（単身200万円）の基準を超え、配偶者を扶養する場合でも住民税非課税世帯となる本人の年金水準（東京23区）。

第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

4 保険料の算定方法



【費用見込額】
 被保険者数※ × 一人当たり給付費
 = 保険給付費
 ※被保険者数は2か年の延べ人数

(その他)

- ・高額医療費拠出金
- ・保健事業費
- ・審査支払手数料
- ・葬祭費

【収入見込額】

- ・国、県、市町村負担金
- ・国調整交付金
- ・現役世代からの支援金

(その他)

- ・高額医療費交付金
- ・健診国庫補助
- ・その他

※保険料上昇抑制財源

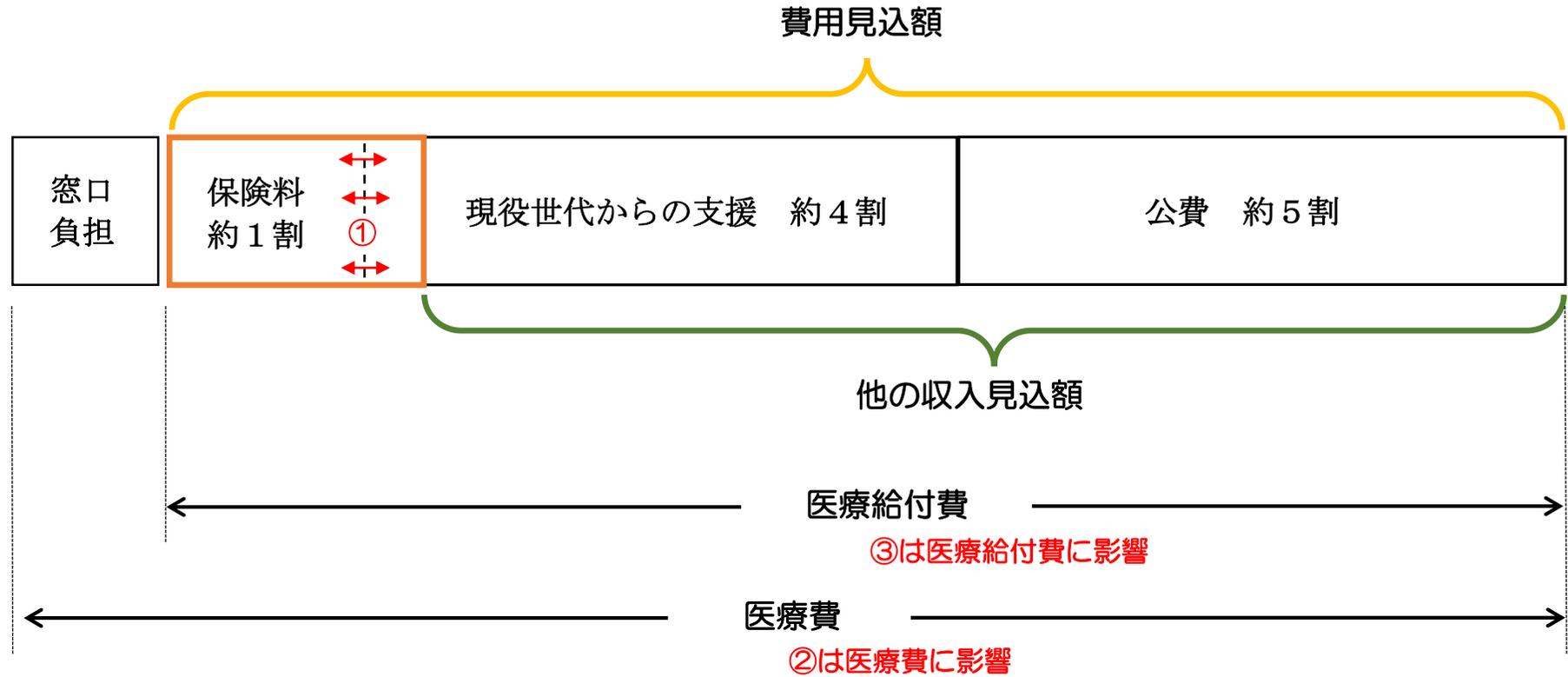
種別	現在高	備考
第8期の剰余金	---	平年ベースでは60億円程度
運営安定化基金	103億円	広域連合の独自財源
財政安定化基金	62億円	県が所管する財源

※県が所管する財政安定化基金は、保険料の収納不足や給付費用の増大への備えを主目的とし、県が認めた場合のみ保険料上昇抑制財源に活用できる。

※財源10億円当たりの保険料上昇抑制効果額は530円（第8期）。被保険者の増加によって効果額は逡減する。

第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

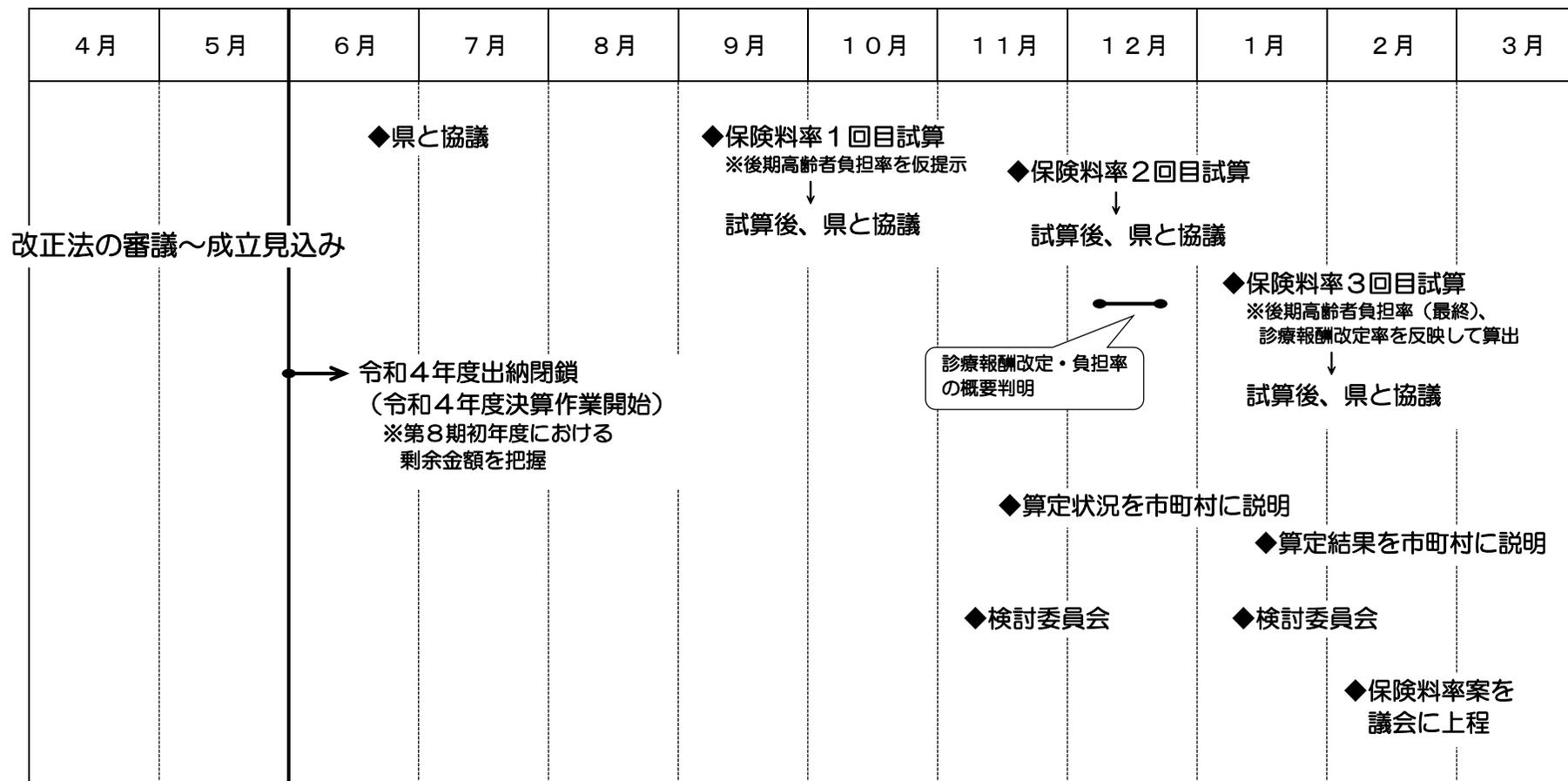
4 保険料の算定方法（つづき）



- 【保険料の水準の変動要素】
- ①後期高齢者負担率の上昇
 - ②診療報酬の改定
 - ③制度改正（窓口2割負担の導入など）

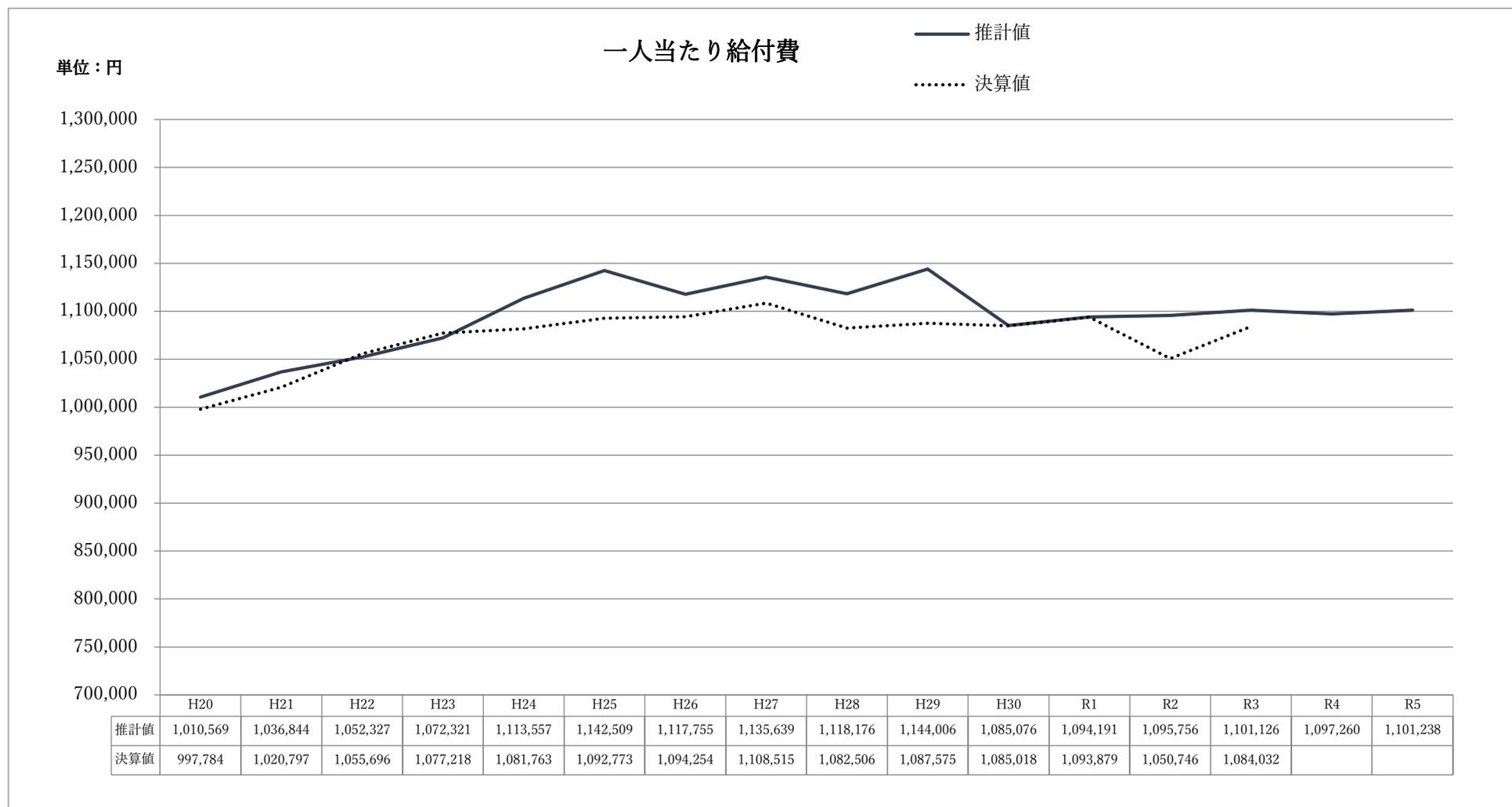
第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

5 令和5年度における保険料算定スケジュール（想定）



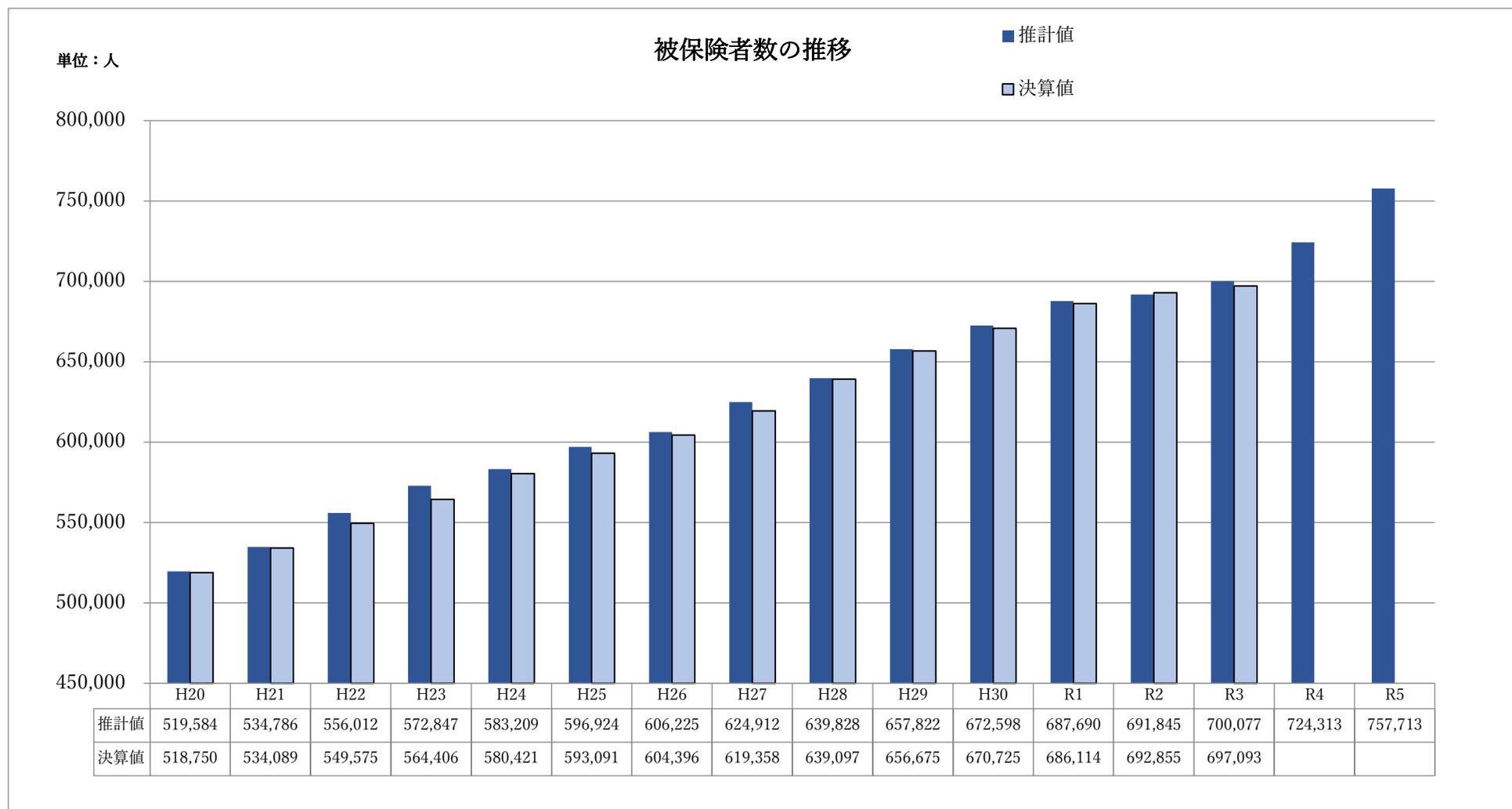
第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

（参考1） 一人当たり給付費の推移



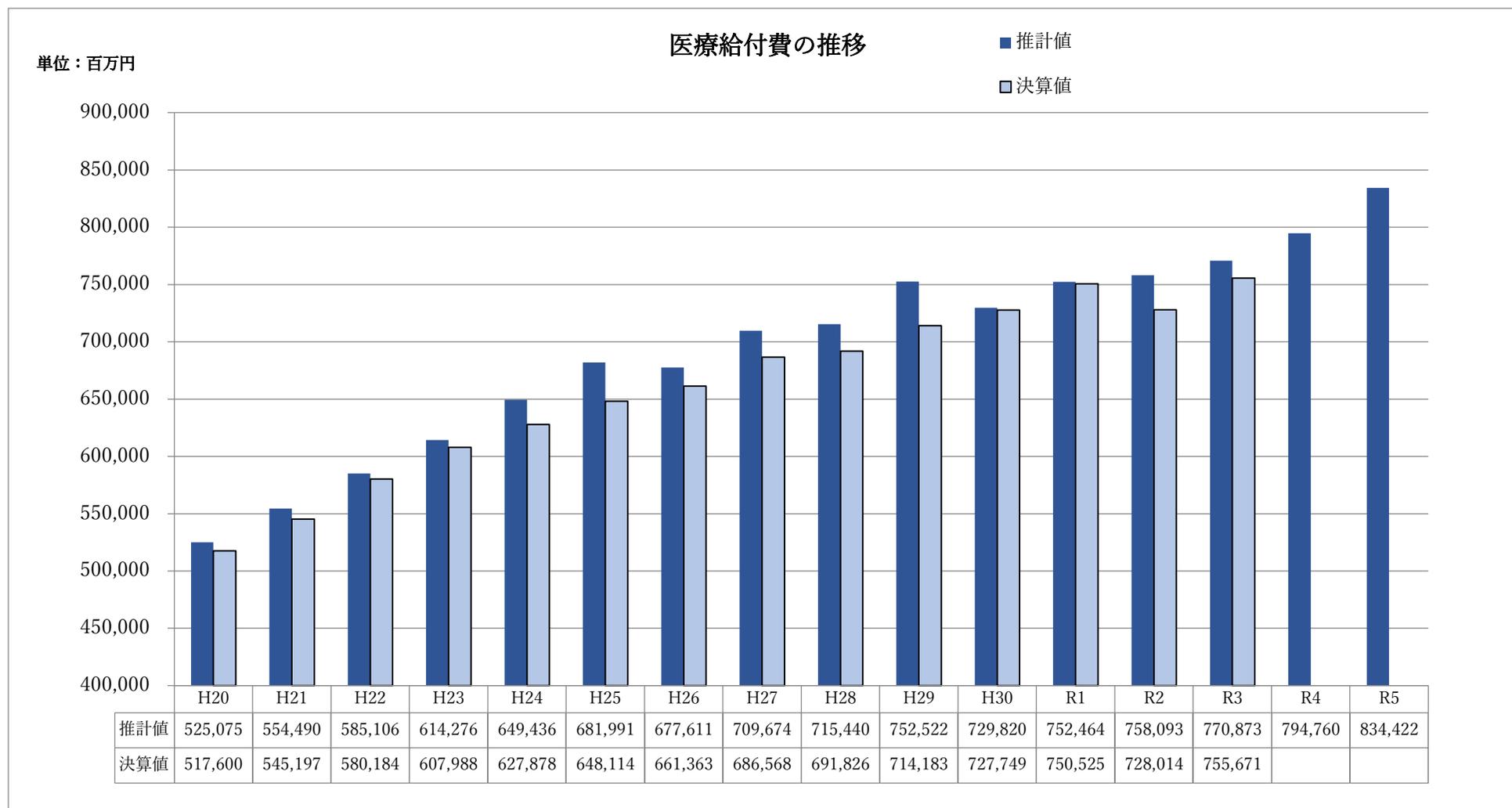
第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

（参考2） 被保険者数の推移



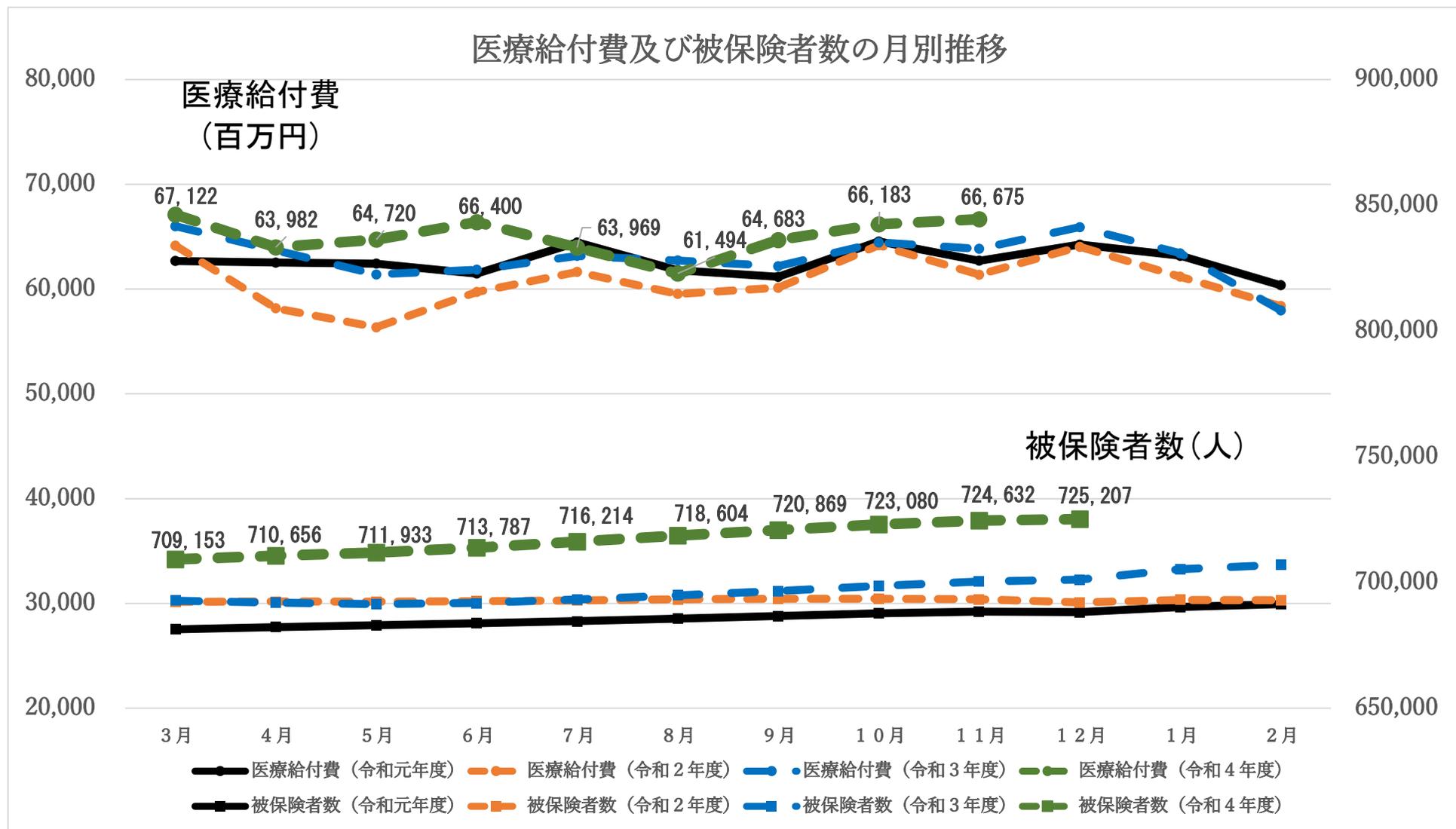
第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

（参考3） 医療給付費の推移



第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

（参考4） 月別推移（医療給付費、被保険者数）



第9期（令和6・7年度）保険料算定に向けて

（参考5） 月別推移（一人当たり医療給付費）

